

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年12月8日	
【会社名】	株式会社キューブシステム	
【英訳名】	CUBE SYSTEM INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 中西 雅洋	
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号	
【電話番号】	03 - 5487 - 6030（代表）	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 社長室長 北垣 浩史	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号	
【電話番号】	03 - 5487 - 6030（代表）	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 社長室長 北垣 浩史	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,646,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,630,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、2022年12月8日開催の当社取締役会においてその発行を決議しています。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集のうち1,250,000株は、当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)により行われるものです。
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集のうち380,000株は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	1,250,000株	1,262,500,000	631,250,000 (注3)
	自己株式の処分	380,000株	383,800,000	- (注4)
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		1,630,000株	1,646,300,000 (注2)	631,250,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は631,250,000円であります。
- 4 その他の者に対する割当における自己株式の処分に係る払込金額の総額は、資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,010 (注3)	505 (注4)	100株	2022年12月27日(火)	-	2022年12月27日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 当社は、株式会社野村総合研究所(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株式及び本自己株式処分に係る総数引受契約を本有価証券届出書の効力発生後にそれぞれ締結します。払込期日までに、本新株式及び本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該割当予定先に係る本新株式の発行及び本自己株式処分は行われません。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
- 4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 5 本有価証券届出書の対象とした募集のうち、自己株式処分により行われる払込金額は、資本組入れされません。
- 6 申込方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キューブシステム	東京都品川区大崎2丁目11番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田2丁目19番3号

3【株式の引受け】

該当事項なし

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,646,300,000	10,000,000	1,636,300,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3 新規発行による手取金の使途とは、本第三者割当増資及び本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,636,300,000円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
生産設備の増強	505	2023年1月～2025年3月
生産体制の増強	1,131	2023年1月～2026年3月

- (注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する計画です。

生産設備の増強について

割当予定先との取引関係をより強固なものとする一環として、事業遂行における生産設備の拡充を図るものであります。

生産体制の増強について

割当予定先との事業における設計・開発・保守・運用体制を強化し、双方がお客様に対してより競争力のあるサービス提供を実現するものであります。

それぞれの詳細は、以下の通りとなります。

具体的な使途		支出予定年度	金額(百万円)	資金調達方法
生産設備の増強	・ニアショアでの生産体制増強(新規開設) 多様な働き方の実践に加え、カーボンニュートラルに即した国内地方都市圏複数での拠点開設に充当します	2022年度	80	第三者割当及び自己資金
		2023年度	160	
	・既存ニアショア拠点の拡充 北海道キューブシステム、西日本ソリューション事業本部、名古屋オフィスでの生産体制拡充のための開発室の整備・拡張費用に充当します	2022年度	0	第三者割当
		2023年度	100	
		2024年度	50	
	・テレワーク環境(サテライトオフィス)の拡充 テレワークの一層の推進に向け、取組の拡充を行い、新たなテレワーク拠点を新設、整備に充当します	2022年度	0	第三者割当
		2023年度	50	
		2024年度	0	
	・オフショア拠点の拡充、企業間連携施策 海外子会社における生産人材の確保による恒常的な生産能力の向上や開発機能の内製化強化(ラボ的機能の強化・連携)を狙いオフショア拠点の拡充や成長著しい企業との連携施策の推進に充当します	2022年度	0	第三者割当
		2023年度	50	
		2024年度	50	
	・ソフトウェアアセットの購入(生産管理・運用管理・ビジネス強化)	2022年度	0	第三者割当
		2023年度	25	
		2024年度	25	
	金額小計			590

具体的な用途		支出予定年度	金額 (百万円)	資金調達方法
生産体制の増強	<ul style="list-style-type: none"> 採用投資（高度人材、基盤エンジニア、システムエンジニア、運用エンジニア、DX人材） 当社の付加価値を向上し、多種・多様化する顧客の要請へ対応していくための生産人材の獲得を積極的に進め、現状の中途採用者数を倍増していきます。具体的には、多様な職歴やキャリア、高度な専門性やソフトウェア・エンジニアリングに知識、知見を保有する人材の採用のための中途採用に係る仲介手数料やプロモーション等の施策費、高度人材に対する特別一時処遇等に係る人件費に充当します	2022年度	20	第三者割当及び自己資金
		2023年度	320	
		2024年度	320	
		2025年度	320	
	<ul style="list-style-type: none"> 教育投資（ソフトウェア・エンジニアリング力、事業企画力、マネジメント力） 社員のキャリアフィールドに合わせたITスキル基礎研修の実施を継続する中での社員数増への対応、高度人材育成施策として、クラウドベンダー関連資格取得者倍増のための研修費用、システムコンサルティング養成に係る育成費用などに充当します	2022年度	10	第三者割当
		2023年度	30	
		2024年度	30	
		2025年度	30	
	<ul style="list-style-type: none"> 生産、品質管理高度化施策 生産・品質管理系人材育成を進めるとともに、プロジェクトマネジメント、エンジニアリング、サービスマネジメントにおける質的向上施策を進め、生産管理の高度化を図るため、当該分野に専門性を有する人材採用に係る紹介手数料、人件費に加え、当社独自の開発標準フレームワークの改善費用、オフショアにおける独自開発フレームワーク構築費用などに充当します	2022年度	0	第三者割当
		2023年度	60	
		2024年度	60	
		2025年度	60	
	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメント強化（健康管理／リテンション／処遇改善等） 社員一人ひとりがWell-beingの状態のパフォーマンス高く働くことができる環境や機会を創出し、社員との持続的なエンゲージメントを実現する施策としてエンゲージメント調査費用、人材の適材適所を把握し社員に働きがいのある環境を提供するための人事情報ソリューション導入費用、2024年度に予定している人事制度改革（評価制度、基本処遇の見直し）に伴う諸費用に充当します	2022年度	10	第三者割当及び自己資金
		2023年度	50	
		2024年度	270	
	金額小計			1,590

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社野村総合研究所
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第57期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月21日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第58期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出 事業年度 第58期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月10日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当該会社による当社株式の保有数は、214,200株であります。当社による当該会社株式の保有数は、68,463株であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、当該会社及びその関係会社との間に、以下の取引関係があります。 ・システムソリューションサービスの提供

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2022年12月8日)現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、中長期経営ビジョン「V2026」で『社員一人ひとりが、事業を通じて社会に貢献し、企業価値の向上を目指す。』を掲げ、ステークホルダーの皆様から必要とされる存在になれるよう尽力し、またV2026第1次中期経営計画(2021年4月~2024年3月)の達成に向け取り組みを進めております。こうした状況の中、キューブシステムグループ(当社および当社の子会社をいいます。以下同じ。)がV2026で目指す「社員自らが志を持ち、ビジネスマインドを持ち、自ら考え、行動する。」「企画+受託型ビジネスで事業成長を果たす。」ことについては、着実に進捗し、新たなビジネスへの変革に向けた基盤づくりをしっかりと進めてきております。今後も引き続き、ビジネスモデル変革に努めるとともに主要顧客との関係性の強化並びに人的資本の充実(高度人材/エンジニアの採用・育成)、生産体制(生産拠点、ビジネスパートナー連携強化)の拡充はV2026を実現する上で重要な経営課題と捉え、具体的解決策を進めて参ります。

割当予定先グループは、Group Vision 2030(骨子)において、『常にテクノロジーの未来を先駆け、DXの先にある豊かさを洞察し、デジタル社会資本で世界をダイナミックに変革していく』ことをビジョンに掲げています。コア領域では、これまでの経営ビジョンであるV2022のフレームワークを大きく変えることなく、深掘りすることで更なる成長を目指し、グローバル分野では、V2022で確立した豪州での事業基盤を機軸に、自社の経営資源を活用して現状の製品やサービスの売上を伸ばし、成長していくことで盤石な経営体質を形成していきます。加えて北米での事業基盤を整えるとともに国内と海外の両面でDXを進めていきます。現在のDXは1.0という企業のビジネスをデジタルによって効率化し、新たな付加価値を生み出しておりますが、2030年に向けてDX2.0、DX3.0へと広げていくことを標榜しております。

このような中、キューブシステムグループは、中期経営計画の遂行並びに今後拡大が見込まれるITサービスに関わる顧客・市場ニーズへの質及び量の両面でのサービスの拡充を、割当予定先グループにおいては、コア事業領域の拡充によるDX先行顧客の開拓及び大型化を目指す中で、両社の協力関係及び信頼関係を一層強化し、お客様を中心とするステークホルダーの皆様から必要不可欠な存在に成長し、キューブシステムグループの独自性を発揮した持続的な発展に一丸となり取り組み、事業価値の最大化を図るために必要であると判断し、当社と割当予定先は2022年12月8日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)の締結に至りました。

本資本業務提携契約に基づく当社及び割当予定先との資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)は、両社間の協力及び信頼関係を一層強化し、両社の企業価値を健全かつ持続的に向上させることを目的としており、以下に定める各事項に関して業務提携を行うものとされています。

- イ 両社の業務受委託に関する長期かつ継続的な関係の強化
- ロ 両社の業務受委託の事業領域の拡大の推進
- ハ ニアショア等の生産拠点の活用拡大
- ニ 生産体制の拡充

ホ 人材交流

ヘ 事業連携の体制整備と運用

ト 前各号に定めるもののほか、割当予定先及び当社が別途協議し、合意する事項

本資本業務提携により調達した資金を活用し、キューブシステムグループが保有するソフトウェア・エンジニアリングに関する知見・ノウハウ等の経営資源と割当予定先グループの強みである「ナビゲーション×ソリューション」、「コンソリケーション」といった独自のビジネスモデルにて培われた総合力とを掛け合わせることで、より高い付加価値をお客様に提供していくことが可能となります。キューブシステムグループとしては、割当予定先グループとともに中長期的な方向性を共有しながら社会の発展に貢献していくと同時に、キューブシステムグループの独自性や強みを活かしつつ更なる成長を図ることで、当社の一層の企業価値の向上を目指します。

なお、当社は以下の理由から、割当予定先に対し、第三者割当の方法により当社普通株式を発行することが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、財務基盤の強化を図るには確実性が高い手法であると考え、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

(1) 公募増資による株式の発行やライツオフリング・株主割当のみでは、上記のような当社の中長期的な企業価値向上と、割当予定先との協業を同時に達成できないこと。また、調達までに時間を要すること、より大きなコストが発生すること。

(2) 銀行借入れ、社債発行及び新株予約券付社債等の負債性のある資金調達手段では、本第三者割当のように自己資本比率を向上しつつ、資金調達を行うことが出来ないこと。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,630,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本第三者割当により取得する当社普通株式を長期的に保有する意向であることを本資本業務提携契約において確認しております。また、当社は割当予定先が払込期日（本第三者割当にかかる払い込みがあった日をいい、以下「本払込期日」といいます。）から3年間は、市場内外を問わず、当社の株式を売却その他処分する場合には、当社の事前の書面による承諾を取得しなければならない旨を本資本業務提携契約において合意しております。加えて、当社は割当予定先が本払込期日から3年経過した日以降、その保有する当社の株式の全部又は一部（以下「譲渡対象株式」といいます。）を売却その他処分しようとする場合、当社は、一定の手続に従い、譲渡対象株式を、自ら買い取り、又は自らが指定する第三者をして買い取らせることができる旨を本資本業務提携契約において合意しております。なお、当社は割当予定先との間で、割当予定先が本払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を割当予定先から取得することについて本資本業務提携契約において合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第58期第2四半期報告書（2022年11月10日提出）における要約四半期連結財政状態計算書により、同社が払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金及び現金同等物116,189百万円、流動資産計：329,997百万円）を保有していることを確認した結果、払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所 プライム市場に上場しており、同社が同取引所に提出した2022年6月29日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において公表している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、同社及びその役員は反社会的勢力と関係が無いと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先が取得する株式については、本資本業務提携契約において、本払込期日から3年を経過するまでの間にその保有する当社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、当社の事前の書面による承諾を取得しなければならない旨を合意しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

募集価格につきましては、割当予定先との協議により、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る取締役会決議の直前取引日(2022年12月7日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値1,010円(円未満四捨五入。終値単純平均値の計算について以下同じです。)と同額である1,010円としました。取締役会決議の直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。なお、募集価格は、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年12月7日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,014円に対して0.39%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である999円に対して1.10%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である994円に対して1.61%のプレミアムとなる金額です。

以上のことから、当社は、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当増資及び本自己株式処分につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本第三者割当増資及び本自己株式処分に係る払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行及び処分される当社の普通株式は1,630,000株であり、2022年9月30日現在の当社発行済普通株式総数14,500,000株から自社株式382,692株等を除いた議決権単元数141,048個に対して11.56%(小数点以下第3位を四捨五入)に相当し、一定の希薄化が生じることが見込まれます。しかしながら、本第三者割当は割当予定先との本資本業務提携の一環として行うものであり、当社の企業価値の向上に資するものと考えており、発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	214,200	1.52	1,844,200	11.72
崎山 収	神奈川県横浜市青葉区	1,605,840	11.38	1,605,840	10.21
キューブシステム従業員持株会	東京都品川区大崎2丁目11番1号 大崎ウィズタワー	1,472,894	10.44	1,472,894	9.36
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	900,200	6.38	900,200	5.72
日本スタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75824口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	586,100	4.16	586,100	3.72
小貫 明美	神奈川県横浜市金沢区	401,400	2.85	401,400	2.55
内田 敏雄	神奈川県小田原市	318,980	2.26	318,980	2.03
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	258,000	1.83	258,000	1.64
佐藤 俊郁	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	238,848	1.69	238,848	1.52
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	207,000	1.47	207,000	1.32
計		6,203,462	43.98	7,833,462	49.78

(注)1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2022年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2022年9月30日現在の所有株式数(自己株式を除く)及び所有議決権数に、本新株式及び本自己株式処分の目的である株式の発行数である1,630,000株及び同株式に係る議決権数である16,300個を加味して算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4 当社及び割当予定先は、本資本業務提携契約において、割当予定先が当社普通株式2,964,400株(本第三者割当により取得する当社普通株式を含みます。)を取得することにより本資本業務提携を行うことを合意しております。割当予定先は、本資本業務提携の一環として、2022年12月9日に株式会社東京証券取引所における市場内立会外取引(ToSTNeT-1)(単一銘柄取引)により当社株式を取得することを予定しておりますが、当該市場内立会外取引の実施による異動は、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」に含まれておりません。

5 本第三者割当及び2022年12月9日に予定されている市場内立会外取引により、割当予定先が保有する当社議決権の所有割合は20.20%(小数点以下第3位を四捨五入)となり、割当予定先が「主要株主」及び「主要株主である筆頭株主」並びに「その他の関係会社」となることが見込まれます。また、崎山収氏は「主要株主である筆頭株主」に、株式会社キューブシステム従業員持株会は「主要株主」に其々該当しなくなる見込みです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2022年12月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年12月8日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年12月8日)までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。
(2022年6月24日提出臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2022年6月24日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、崎山收氏、中西雅洋氏、栃澤正樹氏、内田敏雄氏、関端広輝氏、椎野孝雄氏、永田英恵氏の7名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	96,155	424	-	(注)1	可決 99.5%
第2号議案 取締役7名選任の件					
崎山 收	96,013	606	-		可決 99.4%
中西 雅洋	96,110	509	-		可決 99.5%
栃澤 正樹	95,239	1,380	-		可決 98.6%
内田 敏雄	95,314	1,305	-	(注)2	可決 98.6%
関端 広輝	96,063	556	-		可決 99.4%
椎野 孝雄	95,271	1,348	-		可決 98.6%
永田 英恵	95,961	658	-		可決 99.3%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第2四半期)	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

株式会社キューブシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キューブシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は顧客との間に主として請負契約、準委任契約を締結して業務を遂行しており、プロジェクト別に売上高及び損益を集計している。2022年3月期の連結損益計算書において、売上高を16,099,838千円計上している。</p> <p>会社は業務の受注時に顧客と契約を締結することにより、その要求・仕様を明確にしたうえで財又はサービスを提供している。</p> <p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載の通り、当該財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識し、それ以外の場合には、履行義務が充足された一時点で収益を認識している。</p> <p>会社が提供する財又はサービスの対象物が無形の資産であり、契約に基づかない売上高が計上される場合や、財又はサービスの提供完了を示す検収が完了していないにもかかわらず、売上高が計上される場合が考えられる。また、業界特有の取引慣行や契約形態の複雑性により、顧客の検収後に追加作業が生じたり、業務の途中で業務内容が変更される場合がある。これらを背景として、会社がプロジェクト別売上高・損益の管理を適時・適切に実施できず、売上高の実在性、期間配分の適切性の観点において、虚偽表示が生じるリスクが想定される。</p> <p>売上高に虚偽表示が発生した場合には、連結財務諸表に及ぼす影響が大きいことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注時点及び重要な変化が生じた際に個々のプロジェクトの予算が基幹システムに登録され、予算の適切性も含め適切な承認者によって検討及び承認が実施される統制を評価した。 個々のプロジェクトの売上高計上時に、営業部門及び管理部門の適切な承認者によって、予算と売上高計上金額との間に不合理な乖離がないことを確かめていることを検証した。また、検収書等、売上高計上の根拠証憑が存在することを確かめ、承認が実施される統制を評価した。 <p>(2) 売上高の実在性、期間配分の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算月の翌月の売掛金の入金について入金証憑を閲覧し、入金予定の売掛金が滞留していないかどうかを検証した。 個々のプロジェクトに係る売上高と粗利率及び外注費比率について、過去2年の実績と比較して異常性の有無を分析し、異常が認められたプロジェクトについては関連資料の閲覧や担当者への質問により取引内容を理解するとともに、検収書等、売上高計上の根拠となる証憑の閲覧によりその合理性を検証した。 <p>上記のほか、無作為に選定した複数のプロジェクトについて、検収書等、売上高計上の根拠となる証憑の閲覧を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キューブシステムの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キューブシステムが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社キューブシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キューブシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステムの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月9日

株式会社キューブシステム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キューブシステムの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續を実施する。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。